



緊急事態宣言が解除され、アフターコロナの社会に向けて新しい生活様式に対応しながら営業活動を再開された事業者様も多くいらっしゃるかと思います。苦しい状況が続いていますが、消費者の行動様式が変わる中で企業も商品やサービスの提供方法の変化を迫られています。国や自治体の給付金や優遇税制等を活用しながらこの難局を乗り切りましょう。

家賃・テナント賃料の支払い支援

特別家賃支援給付金

新型コロナウイルスの影響を受けて業績が落ち、テナントやオフィスの家賃支払いが難しくなっている事業者を支援しようと新設されたものです。閣議決定された2次補正予算案では以下の様に条件が設定されています。6月末から専用サイトからオンラインで申請可能になる予定です（素案段階です）。

【対象者】

- ① 中小企業及び個人事業主・フリーランスの中で
- ② コロナウイルスの影響で収入が減ってしまい
- ③ 家賃の支払いに困窮している全ての事業者。

【収入の減少】

- ① 2020年5月～12月の売上高で判定
- ② 「前年同月比50%減少の月がある」 or 「3ヶ月連続収入30%減少」

【給付額】

	中小企業	個人事業主
一定額までは賃料の2/3を支給	月額賃料 75 万円以下までは賃料の 3/2 月額上限50万円（6ヶ月300万円）	月額賃料 37 万 5 千円以下までは賃料の 3/2 月額上限25万円（6ヶ月150万円）
複数店舗の場合等 一定額超過の場合 超過分は 1/3 支給	月額賃料 75 万円超は超過分の 1/3 月額上限100万円（6ヶ月600万円）	月額賃料 37 万 5 千円超は超過分の 1/3 月額上限50万円（6ヶ月300万円）

受付開始に備えて①確定申告書類②不動産の賃貸借契約書③賃料支払の領収証等を準備しておきましょう。

家賃補助としての「住宅確保給付金」

こちらは従来からある制度で、賃貸住宅の家賃支払が難しい賃借人に一定額を補助するというもので、今回のコロナ禍をうけて4月から用件が緩和されて使いやすくなっています。受給期間は原則3ヶ月、最大9か月まで、国が大家さんに直接支払を行ってくれます。各自治体により給付額や条件がありますので、収入が大きく減少した賃借人さんがいる場合ご検討下さい。

コロナウイルスの影響を踏まえて賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合の課税関係

コロナウイルスの影響が長引く中で売上が減少している事業者では、賃料の減額、執行猶予の交渉等の対策を実施・検討している方も多いことと思われます。（あるいはご相談を受けた不動産オーナーの方も多いかと思われます。） 今回のコロナウイルスに関連した収入の減少や復旧支援に起因する賃料の減額は寄付金には該当しないものとして取り扱うことが可能ですので、その場合は支払等をめぐるトラブル回避・税務上の証憑とする為にも、期日・金額・理由等を記した覚書を交わしておきましょう。記載例は、国土交通省 HP や当事務所にもありますので、ご相談ください。

また、不動産オーナー様が賃料減額等の対応をされた場合、先月号にも記載しました **2021 年度の固定資産税等の減免**の申請も検討可能ですので、ご相談ください。

コロナ関連の助成金等の課税・非課税

税法では補助金や助成金は、原則収入として税が課されると規定されています。しかし今は緊急事態ということで一部の給付金については非課税の措置が講じられています。

課税されるもの	非課税になるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金 ・感染拡大防止協力金 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・東京都のハビテーション利用支援事業における助成（通常時は課税） ・雇用保険の失業等給付

※ 二次補正予算で新設される「雇用調整給付金」や「特別家賃支援給付金」がどちらの扱いになるかは現時点では未確定。

テイクアウト販売と軽減税率

昨年10月の消費税増税に合わせて新たに軽減税率8%の制度が導入されました。店舗での飲食は原則10%の消費税が課税されますが、テイクアウト販売に関しては8%の軽減税率となります。

しかし、店内飲食とテイクアウトを同一価格、或いは全て同じ税込み金額で計算しているお店も多くあるかと思えます。

その場合でも消費税の申告をする際には

- ① テイクアウト分(消費税率8%)は〇〇円
- ② 店内飲食分(消費税率10%)は〇〇円

と分けることによって、**消費税の負担額も減ってきますので**、売上の伝票を集計する際には区分して記載をお願いいたします。

他方、飲食業ではないが、テイクアウトを利用したという事業者様においては、テイクアウト利用・お弁当利用等、8%のものは区分して現金出納帳等への記入をお願いいたします。

マイナンバー通知カードの廃止

平成27年度のマイナンバー制度導入時に、全住民へ12桁の個人番号を知らせる「通知カード」が郵送されましたが、その通知カードが令和2年5月25日に廃止されました。元々通知カードは単体では本人確認書類として使用できず、個人番号の確認に利用されてきましたが、廃止後はこれまで行われてきた「氏名・住所等の変更」や「交付・再交付」の手続きができなくなりました。住民票に記載されている氏名・住所等の記載事項のすべてと一致している場合に限り、個人番号の証明書類として引き続き利用することができます。今後個人番号を確認するためには、マイナンバーカードの取得や、個人番号入りの住民票に取得による方法で対応することが基本になります。また、出生や海外からの転入により新たに個人番号が付番される場合は、「**個人番号通知書**」が郵送されます。

総務・経理においては新規に従業員を雇用する際にマイナンバーを確認しますが、こちらも通知カードと住所が異なる場合には、マイナンバーや住民票による確認に代わって行くことになります。

9月からはマイナポイントというマイナンバーカードの利用によるポイント還元制度もはじまります。

一律10万円の特別定額給付金制度でも注目を集めることとなったマイナンバーカードですが、スムーズな行政対応の為にも今後の普及と活用が期待されます。

今月のあなたの運勢

血液型編

A型	B型	O型	AB型
2020年6月はあなたが今まで温めてきた事を具現化する時です。地に足の着いた方法を選び、実行しましょう。	ちょっと無理がたたり疲れが出てくる頃です。周囲の頼れる人に弱音を吐いたり、休む時間をとって一度リセットしましょう。	平穏な運気の時期です。大きな決断やいつもと異なる活動はさけ、普段どおりに過ごす事が良いでしょう。	悩み事が増える時期です。前向きな気持ちを持って何が起きても大丈夫のように気を引き締めましょう。

優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階
TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458
☐ukz@uk-g.co.jp ☐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。